

【平成30年第3回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成30年9月5日 まちづくり委員長 堀添 健

- 「議案第107号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第112号 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも建築基準法の一部改正に伴う内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- * 接道規制に係る許可手続において建築審査会の同意が不要となる市内の農道等及び審査体制について

農道については、具体的な場所はないが、今後想定されるエリアとして、宮前区、多摩区及び麻生区の北部エリアがある。この他に、農道等には緑道や河川管理用通路が含まれており、市内全域で対象になると見込んでいる。また、審査は建築指導課が行うことを予定している。

- * 建築物の敷地に係る接道規制において、これまで許可の対象となっていた建築基準法上の道路ではない道路の取扱いについて

これまでは建築基準法第43条第1項のただし書の許可において、建築基準法上の道路ではない農道等で幅員4メートル以上を有する通路を道路とみなして許可する取扱いをしてきたが、今回の改正で、建築審査会の同意が不要な認定になると考えている。

- * 建築基準法の接道規制の対象外となる空地进行を有する建築物の取扱いについて

改正前の建築基準法第43条第1項ただし書における当該建築物の許可基準は、各自治体で定めていたが、改正法施行後は、認定の基準が国土交通省令で示されることになるため、認定に係る空地の取扱いが一定程度統一されるものと考えている。

- * 昨年度の接道規制の適用除外における相談の有無及び相談があった際の建築審査会の同意の必要性について

接道規制の相談については、緑道に面した敷地について実績が1件あり、建築を許可した事例がある。また、その際は、建築審査会での同意を要した。

《議案第107号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第112号の審査結果》

全会一致原案可決